

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会規則

平成22年3月26日

規則第19号

改正 平成26年10月1日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定及び変更並びに当該プランに基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

(平26規則39・一部改正)

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 市の区域内の事業者の代表者
- (4) 市の区域内の学校の代表者
- (5) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第6条 委員会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議するため分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員会の委員のうちから委員長の指名する委員をもって組織する。

3 分科会に会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により定める。

4 会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、当該分科会に属する委員のうちからあらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化生涯学習部文化生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 茅ヶ崎市文化トータルプラン推進協議会規則（平成16年茅ヶ崎市規則第13号）及び茅ヶ崎市生涯学習推進委員会規則（平成22年茅ヶ崎市規則第13号）は、廃止する。

3 第3条第1項の規定による茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会の委員の委嘱のために必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成26年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。